

こ成保第219号
令和6年3月29日

都道府県
各指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市
児童相談所設置市

こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室長
(公印省略)

「一定の認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の
施行について」の一部改正について

今般、消費税法施行令第14条の3第1号の規定に基づき内閣総理大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等の一部を改正する件（令和6年内閣府告示第27号。以下「告示改正」という。）が令和6年4月1日から適用されることを受け、「一定の認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の施行について」（平成17年3月31日付け雇児保発第0331003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知。以下「施行通知」という。）の一部を別紙のとおり改正したので、御了知の上、各都道府県におかれでは、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除く。）に周知を図るとともに、その運用に遺漏のないよう配慮されたい。

なお、本通知の発出に当たっては、事前に国税庁課税部消費税室に通知済であることを申し添える。

記

第一 施行通知の改正内容

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第11項に規定する業務を目的とする認可外保育施設（以下「ベビーシッター事業者」という。）であって複数の保育従事者を雇用している場合には、保育従事者について、新型コロナウィルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由により、消費税法施行令第14条の3第1号の規定に基づき内閣総理大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等（平成17年厚生労働省告示第128号。以下「消費税告示」という。）第三の二に定める「都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修」の修了が困難であると都道府県知事等が認めるとき

は、当分の間、当該保育に従事する者を当該研修を修了した者であるものとみなして、当該基準を満たすかどうかの判定を行うものとする経過措置（以下「コロナ特例措置」という。）が令和2年10月から、消費税告示附則に置かれていた。

一方で、

- ① 「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」（令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。）に記載のとおり、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、令和5年5月8日から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけることとされたことや、
- ② 認可外保育施設の保育従事者に対する研修については、国としてその種類や研修の実施主体となる法人がオンラインにより実施する場合の留意点等を示してきたほか、令和5年度予算案において、研修機会を増加させるための民間事業者を活用した研修等事業を新たに盛り込んでいるところであり、今後研修の受講機会の確保が推進されていくこと

を踏まえ、コロナ特例措置を令和6年3月31日をもって廃止する予定である旨を、令和5年4月1日付の施行通知の一部改正通知において、予告していたところ。

今般、令和6年3月31日を迎えることから、コロナ特例措置を廃止することとしたため、施行通知から該当の記載を削除する。

第二 告示改正の内容

（1）保育サービス内容等のインターネット掲載

令和5年6月に公布された「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第63号）において、各制度で、認定証や標識等について書面で掲示すること等を義務付けている規制については、当該掲示に加えて、その内容をインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととする改正（「書面掲示規制」の見直し）を行い、認可外保育施設における保育サービス内容等の書面掲示に係る規定（児童福祉法第59条の2の2）も改正されたところ（令和6年4月1日施行）。

消費税告示においても、認可外保育施設における保育サービス内容等の掲示に関する基準が設けられているところ、当該基準について、利用者の見やすいところに書面掲示することに加え、その内容をインターネットを利用して公衆の閲覧に供することとする改正を行った。

(2) 送迎用バスへの安全装置の装備

令和4年9月に静岡県牧之原市の幼保連携型認定こども園において、送迎用バスに園児が置き去りにされ、亡くなる事案が起きたことを受け、同年10月に取りまとめられた「子どものバス送迎・安全徹底プラン～バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策～」(令和4年10月12日、内閣官房・内閣府・文部科学省・厚生労働省・国土交通省・警察庁)において、保育所や認定こども園、認可外保育施設等に対して、令和5年4月から以下①②を義務付けること、そのうち②については、1年間の経過措置を設け、安全装置を装備するまでの間は、降車後に車内の確認を怠ることがないようにするための所要の代替措置を可とすることが盛り込まれた。

①降車時等に点呼等により幼児等の所在を確認

②送迎用バスへの安全装置の装備（居宅訪問型保育事業等は除く。）

今般、上記②に係る経過措置の期限を迎えるにあたり、令和6年4月から、認可外保育施設について、ベビーシッター事業者である場合を除いて送迎バスの安全装置の装備が義務付けられることから、消費税告示においても、送迎用バスへの安全装置の装備に係る基準を追加する改正を行った。

(3) コロナ特例措置の廃止

第一のとおり、消費税告示附則に置かれていたコロナ特例措置を廃止する改正を行った。

第三 施行日

第一及び第二の内容は、令和6年4月1日から施行する。

○一定の認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の施行について（平成17年3月31日雇児保発第0331003号）

【最終改正】 令和6年3月29日こ成保第219号

消費税法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第102号。以下「改正政令」という。）が平成17年3月31日に公布され、これに伴い、消費税法施行令第14条の3第1号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等（平成17年厚生労働省告示第128号。令和5年3月31日付改正により「消費税法施行令第14条の3第1号の規定に基づき内閣総理大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等」と改められた。以下「消費税告示」という。）が同日付で公示され、平成17年4月1日（以下「施行日」という。）より施行・適用されることとなったところである。

これにより、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（令和6年3月29日こ成保第218号成育局長通知。以下「証明書通知」という。）に基づき、各都道府県知事等から「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（令和6年3月29日こ成保第206号成育局長通知。以下「指導監督基準通知」という。）の別添「認可外保育施設指導監督基準」（以下「指導監督基準」という。）を満たす旨の証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けた認可外保育施設については、その利用料に係る消費税が非課税とされることとなった。

また、平成25年度税制改正の大綱（平成25年1月29日閣議決定）において、「消費税が非課税とされる社会福祉事業等の範囲に、幼稚園併設型認可外保育施設のうち一定の基準を満たすものが行う資産の譲渡等を加える」とこととされたことに伴い、消費税告示の一部改正が行われ、平成25年4月1日より、認可外保育施設のうち、幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園併設型施設についても、その利用料に係る消費税が非課税とされることとなった。

さらに、令和2年度税制改正の大綱（令和元年12月20日閣議決定）において、「消費税が非課税とされる社会福祉事業等の範囲に、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設のうち一定の基準を満たすものとして都道府県知事等から当該基準を満たす旨の証明書の交付を受けたものにおいて行われる保育を加える」とこととされたことに伴い、消費税告示の一部改正が行われ、令和2年10月1日（以下「令和2年一部改正の施行日」という。）より、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設のうち一定の当該基準を満たす施設についてはその利用料に係る消費税が非課税とされることとなった。

令和5年度税制改正の大綱（令和4年12月23日閣議決定）において、「都道府県知事等から国家戦略特別区域内に所在する場合の外国の保育士資格を有する者の人員配置基準等の一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設において行われる保育について、消費税を非課税とする。」こととされたことに伴い、消費税告示の一部改正が行われ、令和5年4月1日より、都道府県知事等から国家戦略特別区域内に所在する場合の外国の保育士資格を有する者の人員配置基準等の一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けた施設についてはその利用料に係る消費税が非課税とされることとなった。

については、下記事項に留意の上、適切な取扱いに遗漏のないよう配慮されたい。

なお、本通知の発出に当たっては、事前に国税庁課税部消費税室に通知済みであることを申し添える。

記

第1 消費税の非課税措置の内容

1 非課税の対象となる認可外保育施設について

非課税の対象となる認可外保育施設（以下「非課税対象認可外保育施設」という。）は、次の（1）及び（2）に限られること。

（1）児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の2第1項（認可外保育施設の届出）の規定による届出が行われた施設であって、法第59条第1項の規定に基づく都道府県知事（地方自治法第252条の19第1項の指定都市、同法第252条の22第1項の中核市又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市にあっては、それぞれその長。以下同じ。）の立入調査を受け、消費税告示中第一から第四までの施設の区分に応じ、それに定める要件のすべてを満たし、当該満たしていることにつき当該都道府県知事から証明書の交付を受けているもの

（2）児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令11号）第49条の2第3号に規定する施設であって、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第3項の規定による認定（以下「認定」という。）を受けているもの又は同条第10項の規定による公示（以下「公示」という。）がされているもの（同条第1項の条例で定める要件に適合していると認められるものを除く。）

なお、消費税告示中第一から第四までの施設の区分に応じ、それぞれに定める要件は、指導監督基準と同じ内容であること。

ただし、当該都道府県知事から当該証明書を返還することを求められた場合の当該施設については、当該返還することを求められた日以後においては非課税の対象となる認可外保育施設に該当しないこと。

(注1) 法第59条の2第1項の規定に基づく届出施設の範囲については、指導監督基準通知、「児童福祉法施行規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の公布について」（令和元年9月27日子発0927第6号子ども家庭局長通知）を参照されたい。

なお、認可外保育施設の届出の対象となる幼稚園併設施設は、具体的には、幼稚園における子育て支援活動等と独立して実施されており、余裕教室や敷地内の別の建物など在園児と区分された専用のスペースで専従の職員による保育が実施されているものを想定している。

(注2) 当該都道府県知事から当該証明書を返還することを求められた場合は、証明書通知の別紙「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付要領」の第2の4により証明書の返還を求められた場合をいう。

2 非課税の対象となる利用料について

非課税の対象となる資産の譲渡等(非課税となる利用料を対価とするサービス)は、非課税対象認可外保育施設において乳児又は幼児を保育する業務として行う資産の譲渡等(保育サービス)に限られること。

この場合の乳児又は幼児を保育する業務として行う資産の譲渡等には、児童福祉法に規定する保育所における保育サービスと同様のサービスが該当するのであり、具体的には次に掲げる料金等(利用料)を対価とする資産の譲渡等が該当すること。

- ① 保育料(延長保育、一時保育、病児保育に係るものを含む。)
- ② 保育を受けるために必要な予約料、年会費、入園料(入会金・登録料)、送迎料、法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設において保育に従事する者(以下「ベビーシッター」という。)が乳児、幼児又は児童の居宅まで移動する際に必要となる交通費

(注1) 給食費、おやつ代、施設に備え付ける教材を購入するために徴収する教材費、傷害・賠償保険料の負担金、施設費(暖房費、光熱水費)等のように通常保育料として領収される料金等については、これらが保育料とは別の名

目で領収される場合であっても、保育に必要不可欠なものである限りにおいては、上記①②と同様に取り扱われる。

他方、例えば、当該施設において施設利用者に対して販売する教材等の販売代金(※参照)のほか次に掲げるような料金等を対価とする資産の譲渡等は、これに該当しない。

- ① 施設利用者の選択により付加的にサービスを受けるためのクリーニング代、オムツサービス代、スイミングスクール等の習い事の講習料等
- ② バザー収入
- ③ 炊事、洗濯、掃除、買物その他の家事を代行し、又は補助する業務（非課税とされる保育サービスを除く。）に係る料金

(注2) マッチングサイト運営者（インターネットを通じてベビーシッターとその利用者の仲立ちをするサービスを提供する事業者）が、ベビーシッターの利用者から受領する「マッチングサイトの手数料」については、「マッチングサイトを利用させるという役務提供の対価」であり、「保育する業務として行われる資産の譲渡等」の対価に該当しないことから、非課税とならない。

※ 施設運営者自らが行う取引ではない金銭の受取について

施設運営者自らが行う取引ではない金銭の受取(例えば、施設運営者が、施設利用者の求める教材等について、当該教材等の販売業者への注文や施設利用者からの代金の集金を代行して行う場合における代金の受取など)を行う場合には、施設運営者においては「預り金」として経理しておくなど、施設の収入である保育料等とは区分して、収入以外の金銭の受取であることが明らかとなるよう経理を行う必要がある。

また、証明書の交付を受けた認可外保育施設が都道府県知事から当該証明書の返還を求められた場合には、当該返還を求められた日以後においては上記の資産の譲渡等であっても非課税とはならないこと(1の(注2)参照)。

3 非課税となった認可外保育施設の利用料の額の設定について

非課税対象認可外保育施設においては、当該施設の利用料に係る消費税が非課税とされることから、施設の運営事業者が消費税の納税義務者(第2参照)である場合の当該施設については、非課税となったことを踏まえた利用料の額の見直しを行う等の対応が適切に行われる必要があること。

なお、その場合においても、仕入れ(保育材料費・水道光熱費・備品等購入費など)に係る消費税相当分は当該利用料に転嫁することは適切な処理であること。

第2 消費税の納税義務等

1 消費税の納税義務について

事業者は、課税期間(個人事業者は暦年、法人は事業年度をいう。以下同じ。)の基準期間(個人事業者はその年の前々年をいい、法人はその事業年度の前々事業年度をいう。以下同じ。)における利用料収入(非課税となる前の利用料収入)などの課税売上高が1,000万円を超える場合、消費税の納税義務者となり、課税期間の課税売上げに係る消費税について、所轄の税務署に確定申告書を提出し、その納付すべき消費税を金融機関又は税務署の窓口で納付する必要がある。なお、納付すべき消費税額は、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ(保育材料費・水道光熱費・備品等購入費など(ただし、給与などの人件費はこれに該当しない。))に係る消費税額を控除した残額であること。

(注1) 課税仕入れに係る消費税額を控除するためには、帳簿の記帳及び請求書などの保存が必要となる。

(注2) 簡易課税制度を選択した場合には、「課税売上げに係る消費税額×みなし仕入率(保育サービスはサービス業に該当し、50%)」を課税仕入れに係る消費税額とみなして、納付すべき消費税額を計算する。

2 課税期間の途中において証明書の交付若しくは返還又は認定若しくは公示若しくはその取消があった場合の消費税の取扱いについて

施設の運営事業者が納税義務者である場合の当該事業者が、課税期間の途中において証明書の交付を受けた場合又は認定を受け若しくは公示がされた場合にあっては当該証明書の交付を受けた日又は認定を受け若しくは公示がされた日以後の利用料が、また、課税期間の途中において証明書の返還を求められた場合又は認定こども園法第7条第1項の規定による認定の取消(以下「認定の取消」という。)若しくは同条第3項の規定による公示の取消(以下「公示の取消」という。)がされた場合にあっては当該証明書の返還を求められた日又は認定の取消若しくは公示の取消の日の前日までの利用料が、それぞれ非課税となるものであって、これ以外の期間の利用料については課税期間の課税売上高に含める必要があること。

第3 証明書事務等の適切な実施及び施設運営者に対する周知について

消費税の非課税措置には、証明書の交付が密接に関連することから、証明書の交付に関し各都道府県等を通じて統一的な取扱いが求められること。

また、証明書を交付した事実の公表については、利用者への情報提供として、各都道府県等のインターネットのホームページへの掲載等が行われることとなっているが、税務上の取扱いを明確にする観点からも、証明書の交付の事実については速やかに公表されることが求められること。

施設の運営事業者に対しては、証明書を交付する際その他の機会をとらえ、本通知記載の消費税の取扱い等について的確に周知することが必要であること。

以上

○内閣府告示第二十七号

消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十四条の二第一号の規定に基づき、消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき内閣総理大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等（平成十七年厚生労働省告示第百二十八号）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から適用する。

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

改 正 前

児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第五十九条の二第一項の規定による届出が行われた施設であつて、同法第五十九条第一項の規定に基づく都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市又は児童福祉法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市にあっては、それぞれその長。以下「都道府県知事等」という。）の立入調査を受け、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たし、当該満たしていることにつき都道府県知事等から証明書の交付を受けているもの（当該都道府県知事等から当該証明書を返還することを求められた場合の当該施設を除く。）において、乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）を保育する業務として行われる資産の譲渡等及び児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第四十九条の二第三号に規定する施設であつて、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第三項の規定による認定を受けているもの又は同条第十項の規定による公示がされているもの（同条第一項の条例で定める要件に適合していると認められるものを除く。）において、乳幼児を保育する業務として行われる資産の譲渡等であることを。

児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第五十九条の二第一項の規定による届出が行われた施設であつて、同法第五十九条第一項の規定に基づく都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市又は児童福祉法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市にあっては、それぞれその長。以下「都道府県知事等」という。）の立入調査を受け、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たし、当該満たしていることにつき都道府県知事等から証明書の交付を受けているもの（当該都道府県知事等から当該証明書を返還することを求められた場合の当該施設を除く。）において、乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）を保育する業務として行われる資産の譲渡等及び児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第四十九条の二第三号に規定する施設であつて、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第三項の規定による認定を受けているもの又は同条第十一項の規定による公示がされているもの（同条第一項の条例で定める要件に適合していると認められるものを除く。）において、乳幼児を保育する業務として行われる資産の譲渡等であることを。

【一六 略】

【一六 同上】

七 健康管理及び安全確保

「イート 略」

チ 安全確保

〔(1)～(6) 略〕

(7) 乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）が日常的に運行されているときは、当該自動車にブザーその他の車内の乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて(6)に定める所在の確認（乳幼児の降車の際に限る。）が行われていること。

〔(8)～(12) 略〕

八 利用者への情報提供

イ 施設において提供される保育サービスの内容が、当該保育サービスを利用しようとする者の見やすいところに掲示されているとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行ふことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供されていること。

〔口・ハ 略〕

九 略

第三 児童福祉法第六条の三第十一項に規定する業務を目的とする施設であつて、複数の保育に従事する者を雇用しているもの 次に掲げる事項のいずれも満たすものであること。

〔一～三 略〕

四 第一の一のハ及び二、五のイ(1)から(4)まで、口並びにハ(1)及び(2)、七のイ、ニ(1)及びヘカラチ(7)を除く。)まで、八並びに九に掲げる事項のいずれも満たしていること。この場合において、第一の五のイ(2)中「なされた保育の計画が定められている」とあるのは、「なされていいる」と、(3)中「施設長」とあるのは、「施設の設置者又は管理者」と、七のイ中「登園及び降園」とあるのは、「預かり及び引渡し」と、ヘ中「乳幼児が感染症にかかっていることが分かつた場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に対し指示が行われている」とあるのは、「感染予防のための対策が行われている」と、ト(3)中「保育室での」とあるのは、「保育中の」と、八のイ中「の見のイ中「の見やすいところに掲示」とあるのは、「に対し書面等により提示等」と読み替えるものとする。また、食事の提供を行う場合においては、衛生面等必要な注意を払うこと。

第四 児童福祉法第六条の三第十一項に規定する業務を目的とする施設であつて、第三に掲げる施設以外の施設 次に掲げる事項のいずれも満たすものであること。

〔一～三 略〕

四 第一の一のハ及び二、五のイ(1)から(4)まで、口(1)前段、(2)及び(3)並びにハ(1)及び(2)、七のイ、ニ(1)及びヘカラチ(7)を除く。)まで、八並びに九に掲げる事項のいずれも満たしていること。この場合において、第一の五のイ(2)中「なされた保育の計画が定められている」とあるのは、「なさ

七 健康管理及び安全確保

「イート 同上」

チ 安全確保

〔(1)～(6) 同上〕

〔加える。〕

〔(7)～(11) 同上〕

八 利用者への情報提供

イ 施設において提供される保育サービスの内容が、当該保育サービスを利用しようとする者の見やすいところに掲示されていること。

〔(1)～(12) 同上〕

九 同上

第三 児童福祉法第六条の三第十一項に規定する業務を目的とする施設であつて、複数の保育に従事する者を雇用しているもの 次に掲げる事項のいずれも満たすものであること。

〔一～三 同上〕

四 第一の一のハ及び二、五のイ(1)から(4)まで、口並びにハ(1)及び(2)、七のイ、ニ(1)及びヘカラチ(7)まで、八並びに九に掲げる事項のいずれも満たしていること。この場合において、第一の五のイ(2)中「なされた保育の計画が定められている」とあるのは、「なされている」と、(3)中「施設長」とあるのは、「施設の設置者又は管理者」と、七のイ中「登園及び降園」とあるのは、「預かり及び引渡し」と、ヘ中「乳幼児が感染症にかかっていることが分かつた場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に対し指示が行われている」とあるのは、「感染予防のための対策が行われている」と、ト(3)中「保育室での」とあるのは、「保育中の」と、八のイ中「の見のイ中「の見やすいところに掲示」とあるのは、「に対し書面等により提示等」と読み替えるものとする。また、食事の提供を行う場合においては、衛生面等必要な注意を払うこと。

第四 児童福祉法第六条の三第十一項に規定する業務を目的とする施設であつて、第三に掲げる施設以外の施設 次に掲げる事項のいずれも満たすものであること。

〔一～三 同上〕

四 第一の一のハ及び二、五のイ(1)から(4)まで、口(1)前段、(2)及び(3)並びにハ(1)及び(2)、七のイ、ニ(1)及びヘカラチ(7)まで、八並びに九に掲げる事項のいずれも満たしていること。この場合において、第一の五のイ(2)中「なされた保育の計画が定められている」とあるのは、「なさ

るのは「なされている」と、(3)中「カリキュラムが設定され、かつ、それが」とあるのは「保育が」と、
育が」と、七のイ中「登園及び降園」とあるのは「預かり及び引渡し」と、二(1)中「採用時及び一年に
及び一年に一回」とあるのは「二年に一回」と、へ中「乳幼児が感染症にかかっていることが分かった
が分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に対し指示が行われている」と
あるのは「感染予防のための対策が行われている」と、ト(3)中「保育室での」とあるのは「保
育中の」と、八のイ中「の見やすいところに掲示」とあるのは「に対し書面等により提示等」と、九中「職
と、九中「職員及び保育」とあるのは「保育」と読み替えるものとする。また、食事の提供
を行う場合においては、衛生面等必要な注意を払うこと。
〔削る。〕

れている」と、(3)中「カリキュラムが設定され、かつ、それが」とあるのは「保育が」と、
七のイ中「登園及び降園」とあるのは「預かり及び引渡し」と、二(1)中「採用時及び一年に
一回」とあるのは「二年に一回」と、へ中「乳幼児が感染症にかかっていることが分かった
場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に対し指示が行われている」とあるのは「感
染予防のための対策が行われている」と、ト(3)中「保育室での」とあるのは「保育中の」と、
八のイ中「の見やすいところに掲示」とあるのは「に対し書面等により提示等」と、九中「職
員及び保育」とあるのは「保育」と読み替えるものとする。また、食事の提供を行う場合に
においては、衛生面等必要な注意を払うこと。

附則

第三に掲げる施設において雇用される保育に従事する者（第三の二に規定する都道府県知事等
が行う保育に従事する者に関する研修を修了していない者に限り、保育士又は看護師の資格を有
する者を除く。）について、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロ
ナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を
有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の発生又はまん延に起因する
やむを得ない理由により、当該研修の修了が困難であると都道府県知事等が認めるときは、当分
の間、当該保育に従事する者を当該研修を修了した者であるものとみなして、第三の二に掲げる
事項を満たすかどうかの判定を行うものとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。